

10年保存

秘
有・無期限
平成21年8月18日から
平成31年8月17日まで

基監発 0818 第1号
平成21年8月18日

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局監督課長
(契 印 省 略)

労働安全衛生法違反被疑事件に係る司法処理の迅速化について

司法処理の迅速化については、これまでも繰り返し指示されているところであり、

[Redacted content]

司法処理の迅速化への取組は必要不可欠である。

については、安衛法違反事件のうち、[Redacted] 司法処理の迅速化を徹底するため、これまでの指示に加え、[Redacted] を下記により行うよう、その的確な実施を期されたい。

1

(1)

(2)

(3)

2

(1)

(2)

(3)

3 局による指導調整

特別司法監督官（以下「特司監」という。）が配置された都道府県労働局労働基準部監督課（以下「局監督課」という。）においては、

の個別の指導を実施すること。

[REDACTED]

なお、特司監が配置されていない局監督課においてもこれに準じた対応を行うこと。

4 処理期間の把握と分析

[REDACTED]

5 その他

上記以外の事件においても、上記に準じ、司法処理の迅速化のための取組に努めること。